

【施設（部屋）利用について】

- ① 予約は、利用しようとする日の3ヶ月前の1日からの受付とする。
- ② 仮予約後、7日以内に申請書を提出し、予約完了とする。提出されない場合は、仮予約は取り消されるものとする。
- ③ 利用の取消し・変更は、利用しようとする日から起算して、7日前までに届出なければならぬ。7日を過ぎてしまった場合は、通常の料金を徴収する。
- ④ 予約可能時間は、**9:30～17:30**を原則とする。（完全退室 17:30）
- ⑤ 申請書（施設利用申請書 様式-1）と同時に、問い合わせ先・担当者（当日の連絡先：含携帯電話）・利用目的がわかる印刷物（チラシ、パンフレット等の印刷物）または書面を提出すること。
- ⑥ 営利・販売・勧誘・宗教・政治を目的とした利用は不可。
- ⑦ 来園された他のお客様に対して不快感を与える行為は行わないこと。（騒音、悪臭、勧誘、販売、宣伝など）
- ⑧ 部屋を使用中に生じた事故は、すべて使用者の責任とする。室内及び備品を汚したり、傷つけたり、紛失した場合、速やかに報告し、現状復帰するか弁償しなければならない。原則、紙製のクラフトテープの使用は禁止とする。
- ⑨ テーブルを移動する際には、必ずキャスターのストッパーを解除（レバーを上に）してから移動すること。
- ⑩ 設置されている備品・機器などを使用する場合は、事前に申し出をすること。（冷暖房・プロジェクター・テレビ・マイクなど）
- ⑪ 利用後は、利用者が清掃・原状回復を行うこと。利用時間には、準備および原状回復までの時間を含む。
- ⑫ ゴミはすべて持ち帰ること。
- ⑬ 利用時間は1時間単位とする。1時間に満たない場合でも、1時間の使用とみなす。
- ⑭ 退室する際には、必ず施錠する。（鍵の受け渡しは、使用開始時刻の5分前とする）
- ⑮ 使用前および使用後は、必ず事務所へ立ち寄り、受付および使用料金の清算を行うこと。
- ⑯ 当日、イベント等の中止が決定した場合、利用者が来園の上、ポスターなどの掲示等により来園者への案内・周知を行うこと。

施設の名称		利用料金	
		区分	利用時間 1 時間
匠の館	技の工房	利用料金	1,750 円
		調理台利用料金	(1 台あたり) 160 円
	アートホール 「まなびの工房」	利用料金	2,470 円
		調理台利用料金	(1 台あたり) 160 円
ゲートハウス	レクチャールーム	利用料金	1,530 円

【広場利用について】

- ① 予約は、利用しようとする日の1年前の1日からの受付とする。
- ② 仮予約後、7日以内に申請書を提出し、予約完了とする。提出されない場合は、仮予約は取り消されるものとする。
- ③ 利用の取消し・変更は、利用しようとする日から起算して、7日前までに届出なければならぬ。7日を過ぎてしまった場合は、通常の料金を徴収する。
- ④ 予約可能時間は、**9:00～18:00**を原則とする。(完全撤収 18:00)
- ⑤ 搬入出は、**8:00～9:00、使用終了後～18:00**の間とする。園内に車両を乗り入れる場合は、ハザードランプを点灯させ、徐行で進入すること。
- ⑥ 申請書（施設利用申請書 様式-1）と同時に、問い合わせ先・担当者（当日の連絡先：含携帯電話）・利用目的がわかる印刷物（チラシ、パンフレット等の印刷物）または書面を提出すること。尚、印刷物（チラシ、パンフレット等の印刷物）には、主催者の連絡先を必ず記載すること。
- ⑦ 営利・販売・勧誘・宗教・政治を目的とした利用は不可。
- ⑧ 使用目的は、当園のコンセプト（食育・緑育・健育・環境・農業など）にふさわしいものを原則とする。（使用目的については、申請時、当園の担当者に相談すること）
- ⑨ 来園された他のお客様に対して不快感を与える行為は行わないこと。（騒音、悪臭、勧誘、販売、宣伝など）
- ⑩ 近隣の人々に害（渋滞・騒音・悪臭など）を与えると予想されることについては、事前に近隣の許可を得ること。（集客予定が3,000名規模以上の場合は、近隣のコンビニエンスストア2店舗への許可、さらに5,000名規模以上の場合は、臨時駐車場からのシャトルバスの運行と、簡易トイレの設置を行うこと）。
- ⑪ 集客規模により、最低5名の専任警備員（駐車場整備スタッフ）を配置しなければならない。（人数については、申請時、当園の担当者に相談すること）
- ⑫ 販売を目的とする利用については、原則、当園と同一の商品の販売を行わないこと。（販売可能な商品については、申請時、当園の担当者に相談すること）
- ⑬ 飲食物の販売については、営業許可のある店舗に限り出店可能であり、販売内容を事前に当園の担当者まで報告すること。農業公園のコンセプト（地産地消・スローフード）にふさわしくない商品の販売はできない。
- ⑭ 蚊の市広場での販売・利用については、農家市場及び松阪商会の出店者に限定する。
- ⑮ テント・机・椅子・マイク・電源等は基本的に持ち込みとする。やむなく当園のものを使用する場合は、使用料金を徴収する。
- ⑯ 利用後は、利用者が清掃・原状回復を行うこと。利用時間には、準備および原状回復までの時間を含む。
- ⑰ 使用した広場は清掃し、ゴミはすべて持ち帰りとする。
- ⑱ A 広場以外は車両を入れない。やむなく車両を入れる場合は、事前に当園の担当者に相談の上、芝生等を傷めないよう十分な措置をすること）
- ⑲ 使用前後は、必ず事務所へ立ち寄り、受付および使用料金の清算を行うこと。
- ⑳ 当日、イベント等の中止が決定した場合、利用者が来園の上、ポスターなどの掲示等により来園者への案内・周知を行うこと。

施設の名称	利用料金	
	区分	利用1回につき
蚊の市広場	テントなし	2,470円
	テントあり	4,120円
わいわい広場	A 広場 (2,000 m ²)	12,900円
	B 広場 (5,000 m ²)	14,310円
	C 広場 (3,500 m ²)	9,160円